

付録4 2014年1月24日付の通達13/2014/TT-BTC (仮訳版)

通達

外国企業との委託加工製品における通関手続きに関する規定

2001年6月29日付の税関法29/2001/QH10、及び税関法の幾つかの項目を修正、追加した2005年6月14日付の法律42/2005/QH11

2005年6月14日付の輸出入税法45/2005/QH11、及び2006年11月29日の税金管理法78/2006/QH11、及び2012年11月20日付けの税関理法の修正・追加を定めた法律21/2012/QH13

2005年6月14日付の商法36/2005/QH11

2005年6月14日付の民法33/2005/QH11

1999年12月21日付の刑法15/1999/QH10

税関法の通関手続き、検査、税関監視について詳細に規定する政府の2005年12月15日付の政令154/2005/ND-CP

2013年11月20日付の商法および国際取引、代理店販売、海外との委託加工取引に関する詳細を定めた議定187/2013/ND-CP

2010年8月13日付の輸出税法の詳細を定めた政府議定87/2010//ND-CP

2008年11月27日付の財務省の職務、権限、組織を規定した政府議定118/2008/ND-CP及び、

税関総局局長の提案に従い、

財務省は外国企業に対して加工製品の通関手続き以下のように案内する

第1章 一般規定

第1条:調整範囲

本通達は、ベトナム国外の企業の委託による加工をベトナム国内で行う場合の通関手続き及び、ベトナム国外での委託加工を行う場合の通関手続きを規定している。

第2条:適用対象

1. 下記の企業が適用対象となる。
 - a)ベトナムの企業法に従い設立と事業登録を行っているベトナム企業
 - b)ベトナム投資法の規定に基づき設立された外資系企業
 - c)ベトナムの協同組合法に基づき設立と事業登録を行っている共同組合
 - d) 2010年4月15日付の議定 43/2010/ND-CP に基づき事業登録を行った個人事業主
- 2.税関及び、税関職員
- 3.通関手続きの国家管理に関連するその他の行政機関

第3条:言葉の定義

1. “加工材料”とは加工製品を製造するための主原料と添加物である。
 - a) “主原料”とは製品を形成するために主要部分となる原料である。
 - b) “付属品”とは加工製品を形成するための材料であるが、製品の主要部分ではないものである。
2. “加工素材”とは加工製品を製造する過程に使用される製品、半製品であるが、直接に加工製品を構成するものではない。加工素材は加工製品を包む包装、又はその包装を製造するための材料を含む。
3. “加工スクラップ”とは製品を加工する過程で除外された材料、機械、設備で、回収されてから、別の生産過程において原料として使用されるものである。
4. “加工廃棄物”とは加工過程に廃棄され、使用価値がない原料、素材である。
5. “加工不良品”とは委託加工契約/契約附則の技術基準(規格、サイズ、品質...)を満たしていないため、加工過程で廃棄された製品である。

6. 実質加工品生産率(以下生産率と呼ぶ)には以下が含まれる
- a) “原料使用率”とは加工製品一単位を製造するために実際に必要な原料の量である
 - b) “素材消費率”とは加工品一単位を製造する為に実際に消費する材料消費量である
 - c) “原料、素材消耗率”とは、製品を製造する為に使用された原料に対して、自然消耗及び、スクラップ、廃棄物、不良品(使用率とみなされたスクラップ、不良品を除く)に起因して消耗された原料・素材の量を元に計算された比率(%)である。
7. “初期原料から製造原料への分離率”とは、初期原料から分離された製造原料の量である。
8. “加工に直接関わる機械、備品、工具”とは加工製品を製造する過程に使用された機械、備品、工具である。当該機械、備品、工具は加工契約を実行するために委託加工元から委託加工先に賃貸した物である。
9. “加工製品”とは、2013年11月20日付の政府議定187/2013/ND-CP第28条により、委託加工契約の合意内容に基づき、委託元の要求事項を満たして、製造・加工された製品のことである。
10. “初めて委託加工を行う企業”とは、委託加工契約を提出した日から現在まで、税関が企業から委託加工契約を受け取ったことがない企業である。

第4条:加工契約の形式

1.委託加工契約は書面で作成されるか、又は書面と同等な価値がある形式で作成される。:電報、テレックス、ファックス、データ通信、及び法律に規定している他の形式

2.契約書にある印章と署名について

ベトナムの法律に従って、外国企業の場合は署名、ベトナム企業の場合は印章と署名が必要である。個人事業の場合は、署名と氏名、身分証明書の発給日と発給機関を明記する

3.加工を依頼した外国企業が電子データで発行した契約書の添付書類の場合、委託加工先のベトナム企業は、署名、捺印を行わなければならない。

個人事業の場合は、本条第2項の規定に従って実施する。

第5条:加工契約書の内容

加工契約書の内容は政府の議定187/2013/ND-CP第29条に従って記載する

委託加工元と委託加工先が、委託加工元の指示により、委託加工先が第 3 者を通じて原料、素材を仕入れる場合、または加工品を第三者を通じて輸出する場合、その旨を契約書上；又は契約附則；関連書面、資料に明記しなければならない。

第 6 条:加工契約書の附則

1.加工契約の有効期限が 1 年以上ある場合、その契約をいくつかの附則に分けて、実施することができる。その場合、一つの附則を実施する期間は 1 年を超えてはならない。一つの製品を加工するために一年以上かかるような特別ケースの場合、加工契約書又は、加工契約書の附則は、各製品毎に実施する。(例:船舶の加工修理など)

2. 加工契約書の附則は加工契約書の一部であり切り離すことはできない。

3.契約書の項目を変更、追加、修正した場合(契約の期限を含む)、加工契約の期限内に附則にて表示しなければならない。そして、当該附則を当該附則で契約された加工製品を輸出入する前、あるいは輸出入する時点で、税関機関に通知しなければならない。附則は本通達の第 4 条に基づき、書名と捺印がされていないなければならない。

委託加工契約が実施され、全ての製品が輸出されると同時に委託加工契約は効力を失い、企業は、この委託加工契約を延長することは出来ない。

加工を行うために輸入した原料、素材の価値が変更・追加された場合、輸入書類のインボイスの価格によって承認されるので、附則の作成は要求されない。

第 7 条:通関手続きを行う場所

一つの加工契約において通関手続きを実施する場合、企業は通関手続きを行う省、市の税関支局を以下のように選択することが出来る。

1.企業が加工契約書を実施するための製造工場がある場所の税関支局

2. 法律の規定に従って設立された企業の所在地にある税関支局

3.企業の支店が所在する場所の税関支局:この支店は法律の規定に基づき設立され、法律の規定に基づき通関手続きを行える機能を有し、加工契約を実施するために輸入される原料、素材の実際の輸入場所に立地している。

4.企業がグループや子会社があり、グループのある企業が原料や素材を輸入し、各省や市の異なったグループ会社や生産拠点へ供給する場合、企業は、製造を行う場所の税関支局又は、輸入を行う場所の税関支局のどちらかを選択することが出来る。

5.企業の製造工場、本社、支社がある場所に税関支局がない場合、企業は通関手続きを行うために便利な場所の税関支局を選択することができる

第 8 条:企業と税関の責任

1.企業に対して:

企業又は企業の法的代表者は、下記に対して直接の責任を負う。

- a) 議定 187/2013/ND-CP 第 30 条の規定に基づき、加工原料と素材を正しい目的と正しい生産率で使用する。
- b) 委託加工契約の報告:原料・素材の輸入手続を行う:生産率の調整報告を行う:加工移転手続きを行う:加工製品の輸出手続を行う:委託加工契約の清算を行い、委託加工契約に伴うその他の手続きを税関にて行う。
- c) 原料、素材を輸入した時点から委託加工契約の清算が終了する時点までの期間において、企業の会計帳簿上で、原料・素材の状況追跡を行い、法律の定める期限まで保管しておく。
- d) 税関当局と協力し、委託加工契約の管理及び、委託加工製品の輸出入手続きに IT 技術を応用する。

2.税関当局に対して

- a) 企業が委託加工契約を実施する際の通関手続き、追跡、検査、監査を行う。
- b) 企業が、原料、素材、機会、加工設備を税関に登録した正しい使用目的で使用していることを確認する。
- c) 製造拠点の検査が必要な場合、企業の製造拠点の検査を実施する。
- d) 企業が資産の逃避・分散を行った場合、税管理に関する法律の修正・追加を規定した法律の第 26 条及びその他の関連文書の規定に従い、適切な強制措置を講じる。
- d) 企業の委託加工契約の実施に対する利便性と管理強化のために IT 技術を適用する。

第 2 章:外国企業とベトナムにおける製品委託加工の契約を締結した場合の通関手続き

第 9 条:委託加工契約の報告手続き

1.企業の責任

委託加工契約に基づく製品の輸入手続を行う製造拠点の検査が必要ない場合は少なくとも 1 日、製造拠点の検査が必要な場合は少なくとも 8 日前に、企業は税関当局に委託加工契約について以下の書類とともに報告する。

a) 委託加工契約書と附則(ある場合): 原本を 2 部提出(1 通は税関にて保存、もう 1 通は、報告受理後に企業へ返却する)とベトナム語訳 1 部(契約書が英語以外の外国語の場合)

b) 外資企業の場合、経営登記証明書又は投資許可書又は投資証明書(初めて委託加工契約の登録手続きを行う場合): 企業が認証したコピー版 1 通。

c) 税コード登録証明書(初めて委託加工契約の登録手続きを行う場合): 企業が認証したコピー版 1 通。

d) 商工省の輸出入許可証が必要な製品を加工する場合: 商工省の許可証のコピー版 1 通。確認用に原本も提示すること。

d) 法律の規定に従った廃材輸入条件確認書(廃棄材料を製品加工の材料として使用する場合): 企業の認証したコピー版 1 通。確認用に原本も提示すること

e) 初めて製品を加工する企業の場合、製造工場報告書: 本社の所在地、製造工場の所在地、製造する製品、製造設備(現在使用している設備の種類・台数)製造機械の生産効率、生産能力(月間、年間の最大生産量)人員状況(外部委託の場合も含む); 外資系企業との取引で使用する銀行口座の銀行名、口座番号: 原本 1 通を提出する。

当該資料は 1 回だけ提出する。提出した資料に変更があった場合、追加資料を提出する。製品加工契約を提出した時点から契約を清算する時点までに法人、本社の所在地、製造工場の所在地を変更した場合、新法人の活動開始前、又は本社所在地、製造拠点の移転を行う前に、製品加工契約を管理している税関支局に書面にて報告すること。

g) 外部委託加工契約(製品の全体又は一部を外部委託する場合): 企業が認証したコピー版 1 部、参照用のため原本も提示する。

h) 工場又は土地を賃貸して生産を行う場合、工場又は土地の賃貸契約書: 企業が認証したコピー版 1 部、参照用のため原本も提示する。

2. 委託加工契約書又は附則を受理した税関当局の任務

2.1. 委託加工契約を受理した場合:

a) 委託加工契約の受理前に製造工場の検査を行わない場合

a1) 委託加工契約を締結する条件を満たしているかどうかの検査。

a2) 委託加工契約が、法令に適しており、内容が十分であることを検査する。

a3)委託加工契約に関する情報をコンピューターに入力する;企業に委託加工契約の原本 1 通と提出した資料、証明書の原本を返却する。

a4)申請書類が適切ではない場合、税関当局は、申請書類の補完を行うために、企業に対して即時に業務依頼書の形式で通達する。多くの書類を一度に受理しており、直ぐに企業へ通知できない場合は、書類を受理してから 2 時間以内に、企業に対して業務依頼書により通知を行う。

a5)正式な申請書類を受理してから 8 時間以内に、税関当局は委託加工契約受理手続きを完了させる。

b)委託加工契約を受理する前に製造工場を検査すべき場合

b1)本条第 2 項の a1,a2,a3,a4 項を実施する。

b2) 企業が適切な書類を提出してから5営業日以内に税関当局は製造工場を検査し、加工契約受理の手続きを完了しなければならない(工場が条件に満たさない場合、業務依頼書にて書類の受理を拒否する)

企業の製造拠点が、委託加工契約の報告を行った税関当局と別の省、都市にある場合、企業が適切な書類を提出してから 8 営業日以内に税関当局は製造工場を検査し、加工契約受理の手続きを完了しなければならない(工場が条件に満たさない場合、業務依頼書にて書類の受理を拒否する)

製造工場の検査は、本通達の第 10 条の規定に従い、実施する。

c) 税関当局が、本条第 2 項、2.1 の規定時間内に回答を行わない場合、企業は暗黙のうちに、委託加工契約の実施が承認される。

2.2. 委託加工契約附則の受理に対して

税関当局は、委託加工契約附則を受理した場合、委託加工契約と委託加工契約附則の内容を確認する。附則の各条項が委託加工契約の条項に適合している場合、附則の受理を行う。

不足の記載情報をコンピューターに入力し、企業に委託加工契約附則の原本 1 通と提出した資料、証明書の原本を返却する。

2.3. 委託加工契約・委託加工契約附則の受理番号発給

書類を受理し、本条第 2 項に規定された各条件を確認後、税関当局は、受理番号を発給し、受理日の年月日を明記し、署名捺印した正式コードを納付された委託加工契約所と関連書類の最初に添付する。このコードをシステムに記録し、管理と追跡を行う。

第 10 条: 製造工場の検査

1.製造工場を検査すべき場合:

- a) 企業が委託加工契約の実施が初めてであると報告した場合、又は、企業が別の税関支局委託加工契約の報告を行ったことがあるが、今回の野税関支局では、まだ製造工場の検査を行っていない場合。
- b) 企業が委託加工を請負っていながら加工を行わず、委託加工契約の内容の一部又は全部を外部の委託先へ委託する場合。
- c) 企業が、他の企業の工場、生産拠点、機械設備を借用して委託加工契約を実施する場合。
- d) 委託加工を行うための最初の原料、素材の輸入を行ってから2ヶ月(造船、機会など特殊な製品の加工の場合は、一定の期間内)を経過しても、製品が輸出されない場合
- d) 企業が、税関支局で書類を受理され、委託加工契約を実現しているが、継続的に他の加工契約を締結しており、企業および外部委託先の生産能力を超えている場合。
- e) 税関当局は、企業の法令順守を評価するために、リスク管理と検査結果を元に評価を行う。

2. 製造工場を検査するタイミング

- a) 企業が委託加工契約の報告書類を全て提出した時、又は
- b) 企業が製品を製造している間

3. 企業の製造工場の検査を決定する権利は、委託加工契約を管理している税関支局の幹部である。検査内容は、検査の3営業日前までに、企業に対して文書で通知される。企業が始めて委託加工契約の報告を行った場合、又は現在まさに委託加工を実施しているが税関当局が企業の生産能力に疑問がある場合、委託加工契約を管理している税関支局の幹部が検査の実施を決定してから直ぐに検査を実施できる。

4. 製造拠点の検査内容

- a) 製造拠点の所在地を検査する。初めて委託加工を行う企業に対しては、企業の申請した所在地又は企業が情報提供した生産拠点の住所にて検査を行う。計画投資局、公安、地方税務局などの関連機関と協力して製造拠点の住所情報の確認を行い、生産拠点で直接検査を行うことも出来る。
- b) 生産拠点の工場、土地、機械設備の合法的な使用权と所有権を検査する。
 - b1) 工場、土地の合法的な使用权を証明する書類を検査する。生産拠点の工場、土地、生産設備が賃貸の場合、賃貸契約書の有効期限が委託加工契約の期限よりも長くなければならない。
 - b2) 生産拠点における生産機械設備の合法的な所有者を確定するために、生産拠点における機械設備の合法的な使用权と所有権と企業が報告した内容を検査する。検査内容: 輸入申請書(輸入する場合)、領収書、設備購入証明書(国内で購入した場合)、借入契約書(借入の場合)を確認する。借入契約書の有効期限は、委託加工契約所の期限よりも同じか長いものでなければならない。
- c) 委託加工契約を実施するうえでの労働力の状況確認

労働局の提供する情報では、状況が確認できない場合、税関当局は下記の検査を行う。

c1) 企業が2ヶ月以上活動を行っている場合

c1.1) 労働契約書を確認する。又は、

c1.2) 検査時点から直近の労働者への給与の支払い明細を確認する

c2) 企業が設立まもなく2ヶ月を経過していない場合、労働力の確認は、加工品の生産過程を通じて実施される。

d) 企業の製造能力の確認

d1) 製造拠点における、機械、ライン、設備の数量の確認

d2) 機械設備の状況確認(新品、中古など)

現在生産拠点にある生産設備、生産ラインの数量、生産能力と検査時点の労働力を確認し、企業の年間/四半期/月間での製造可能な最大量を推定し、加工品を輸出するために適切な原料、素材の輸入量を確定する。

検査終了後、税関職員は検査内容に応じて生産拠点の検査記録を作成する。検証記録には、実際の検査内容を忠実かつ完全に反映し、検査を担当した職員と検査を行った税関の代表者の署名を行う。検査記録のフォームは税関総局により案内される。

6. 生産拠点の検査記録に基づき、生産拠点検査結論(2部)が作成される。生産拠点検査結論は、税関支局の幹部が署名し、1部を企業へ送付する。生産拠点検査結論のフォームは、税関総局により案内される。

7. 委託加工契約を実施するための条件を満たさない企業の検査結果の処理

a) 委託加工契約を受理していない場合: 税関当局は、委託加工契約の申請書類を返却し、理由を具体的に通知する。

b) 加工契約が提出済みの場合

b1) 生産拠点があるが、製品を製造するための条件を満たしていない場合、企業に一定期間内での改善を誓約する文書を提出させる。同時に、税関機関は企業が生産拠点が製品の製造条件を満たしていることを補償するまで、加工契約に関連する原料、素材の輸入を停止する

b2) 生産拠点がない場合、税関機関は加工契約に関する原料、素材の輸入手続きを停止する。更に企業に対して、説明を要求する。違反の性質と程度によって法律の規定に従って確認、調査、処理を行うために、密輸入担当又は通関後の検査担当の部署に書類を送る。

第 11 条:生産率の報告手続き

1.原則

a) 輸出製品の生産率の報告、製品コードごとに行う。初期原料から製品へ使用される原料の分離比率は各初期原料のコードかにより報告される。

一つの原料で多種類の野製品を製造する場合、一つの製品の製造過程において廃棄された原料が、別の輸出製品の製造に使用された場合は、廃棄物とはみなされず、消耗率に参入することは出来ず、原料とみなされる。

b) 製品のサイズが多様な場合、生産率は各サイズごとに申請されるか又は、各製品コードの平均として申請される。平均生産率の計算方法と実施方法は、本通達の付録 I 03/TBBM-GC/2014 のフォームにしたがって行う。

企業が、平均生産率に従い製品の生産率を報告していたが、加工製品の輸出過程において、当初の報告において算出していた平均生産率の製品サイズと実際の輸出製品の生産サイズに変更が生じ、調整が必要となった場合、企業は、実際に輸出する製品に対する平均生産率を再計算し、最初の平均生産率を報告した税関当局へ報告を行う。

c) 生産率報告書における計算単位は、財務省の 2011 年 11 月 14 日付の通達 156/2011/TT-BTC の付録「ベトナムの輸出入商品リストについて」に基づき決定する。この単位は、報告した契約書及び契約書の附則、輸出入申請及び、関連書類に記載した単位と統一すること。

通達 156/2011/TT-BTC の付録「ベトナムの輸出入商品リストにおける単位を生産率報告書の単位算出に用いることが出来ない場合、企業は生産率報告書で算定した単位に従い申請した輸出入量の変更に対して責任を負い、委託加工契約、附則及び関連書類との単位の統一を行わなければならない。

d) 製品コードの生産率を変更した際、企業は税関当局に報告した製品コードを変更しなくてもよい。

企業と税関当局は生産率報告書及び当該番コードの輸出申告書上に附則コードを付けて委託加工契約と統一する。製品を輸出した後に、生産率を変更した場合、企業と税関当局は委託加工契約と統一できるように、生産率調整報告書の当該商品コードに附則コードを追加する。

d) 企業が税関当局に報告、調整、再計算した生産率が委託加工契約の清算時における清算率となる。

2. 生産率の報告

a) 企業側の責任

a1) 輸出加工製品の製造のための生産率の確立

a2) 企業は本通達の 03/TBDM-GC/2014 の形式に従って、実際の生産率を税関に報告する必要がある。生産率の報告書には、生産率の確定に関連する製品の仕様情報が十分に記載されてなければならない。

a3) 実質清算率の保存: 製品サンプルの図面又は生産工程表(あれば)、パターンサンプル(縫製業、靴製造の場合)は、本社所在地に保管する。保存期間は、関税法の規定に従い、税関当局の要望に応じて、提出しなければならない。

b) 税関の責任

b1) 企業が生産率の報告書を提出してから1時間以内に、税関当局は生産率報告書の受理を完了しなければならない。企業の提出した報告書が、本状の a2 項に規定された技術指標を満たしていない場合、書類の受理を却下し、企業に対して不十分な書類の追加を要求する。

b2) 関税法の規定に従い、企業が税関当局へ提出した報告した生産率を保存しておく。

b3) 企業が報告した生産率に対して、定期的に検査を行う。不適検査は、企業が税関当局へ報告した生産率と実際の生産率と一致していない疑いがある場合に実施される。

税関総局は、本条において規定されている書類の受理、生産率検査に関して具体的な説明を行う。

3. 生産率の報告時期

a) 委託加工契約/附則における当該製品コードの製品が1回で全量輸出される場合: 当該商品の輸出登録申請手続きを行う少なくとも5日前。

b) 委託加工契約/附則における当該製品コードの製品が、複数回にわたって輸出される場合: 当該商品の輸出申請登録手続きを行う前か同時に行う。

第12条: 生産量の変更手続き

1. 生産量の変更を行うケース

a) 算定方法に誤りがあった場合(計算方法の誤り、単位の誤り、ドットとカンマの誤り、計算間違い)

b) 加工契約を実施している間に、原料の材質、加工条件、輸出製品への要望に変更があり、それによって実際の生産率(委託加工契約附則にて合意している)に変更があった場合、企業は、追加文書の製品コードの新たな生産率表と理由説明書を作成し、委託加工契約を管理する税関支局へ送付し、各ケースにおける具体的な見直しと決定を受ける。

2. 生産量変更の時期

a) 委託加工契約/附則における当該製品コードの製品が1回で全量輸出される場合: 当該商品の輸出申請登録手続きを行う少なくとも2日前。

b) 委託加工契約/附則における当該製品コードの製品が、複数回にわたって輸出される場合：当該コードの商品の最後の輸出申請登録手続きの2日前(生産率の計算を間違えていた場合)又は、生産率の変更を行った製品の輸出申請登録手続きの2日前(本通達第12条1項bの理由による変更の場合)

c) 本通達第11条1項bの規定に基づき再計算された平均生産率の報告は、当該コードの製品が全量輸出された日から15日以内に行わなければならない。

3.製品輸出後の生産率の変更

a) 生産率の変更を行う場合：本条1項の規定に基づき実施する。

b) 生産率変更の条件：

b1) 企業が、実際に使用した仕様書、製品図面、製造工程(あれば)、パターン(縫製、靴製造分野)などの付属資料を、継続的に保管している。

b2) 企業が証明根拠(スクラップ、廃棄物、領収書、技術資料)を十分に残しており、税関当局が生産率変更に対して十分な根拠と正当性、真実性、検査条件を有していると判断している。

c) 生産率の変更時期：企業が委託加工契約/契約附則の清算書類の申請を行う前

d) 企業の責任

d1) 税関当局に対して、生産率変更の明確な理由と共に、生産率変更申請書類を提出する。

d2) 税関当局が、検査・確認を行えるように本条3項b2における証明のための証拠を全て提出する。

d3) 生産率の変更は、税関当局の審査結果に従い実施される。

d) 税関当局の責任

d1) 生産率変更申請書類を受理する。

d2) 生産率変更申請の審査を行う。

d3) 製品の輸出後の生産率の変更申請が条件を満たしている場合、企業の生産率変更を認可する。

d4) 生産率変更の審査：税関当局に報告された生産率から増加した全ての部分を確認する。税関当局に報告された生産率より減少している場合には、疑いが無いかを確認する。税関当局では、生産率の確認が行えない場合、専門家に鑑定を依頼する。

第 13 条:生産率審査手続き

1.生産率審査を行うケース

- a) 企業が生産率の増加を報告した場合
- b) 生産率の偽装が疑われる場合
- c) 企業が、生産率の偽装により処分を受けてから 365 日以内の場合。この期限を過ぎている場合は、本項の a,b の規定に従い生産率の審査が実施される。

2. 生産率審査の決定権:委託加工契約を管理する税関支局及び、通関後の検査局の幹部

3.生産率審査の場所

- a) 税関当局の事務所又は、
- b) 企業の生産拠点にて審査を行う。

4.生産率審査の方法

- a) 税関当局が直接審査する
- b) 専門監査機関を通じて審査を行う

5.生産率審査の時期

- a) 企業が生産率報告書又は生産率変更報告書を提出した後、或いは
- b) 委託加工契約が生産された時、或いは
- c) 通関手続き後に検査されたとき

6.生産率審査の原則

生産率審査の原則は、2005 年 12 月 15 日付の議定 154/2005/ND-CP 第 3 条の規定に基づき実施され、情報分析結果、企業の法令順守に対する評価、税関法違反のリスクの程度に応じて限定されます。

7.生産率審査の過程における企業の責任

- a) 税関当局に対して報告を行った製品の生産率の根拠と方法に関して、具体的かつ詳細に説明し、製品のサンプル、技術デザイン資料(縫製用のパターンなど)、生産工程表(あれば)を添付する。
- b) 税関当局の要望に応じて、会計帳簿を提出し、税関当局が速やかに正確な審査を行えるように協力する。
- c) 生産率の審査に関して、税関当局の決定事項を実施する。

8.生産率の審査を行う際の税関当局の任務:

a) 正確なプロセスに従い実行し、企業の生産活動を妨害してはならない。

b) 定められた審査機関で実施する。

b1) 税関当局の事務所において審査を行う場合: 審査を開始してから遅くとも 8 時間以内に生産率の審査を終了させる。

一つの委託加工契約/附則に 20 以上の生産率を審査すべき製品コードがある場合、又は、部品を構成する原料が 20 以上ある場合企業が報告した生産率表の中にある、製品コードの数と製品を構成する原料の数により、税関支局の責任者により適切と思われる審査時間が決定される。

b2) 企業の生産拠点において書類と実地審査が行われる場合、審査を開始してから遅くとも 3 日以内に生産率の審査を終了させる。製品が特殊なものであり、専門家の鑑定が必要な場合、専門家の結果報告を受けてから 2 日以内に審査を終了させなければならない。

c) 生産率の審査を終了した製品サンプル(サンプルが残っている場合)は、封印を行い、企業に保管させる。生産率審査表に封印のナンバーを明記する。

d) 審査終了後、審査結果確認報告書を作成する。報告書には実際の審査を必要十分且つ、忠実に記載し、審査を担当した税関職員と審査を受けた企業の法的代表者の署名をいれる。審査報告書の雛形は、税関総局が指導する。

d) 生産率審査報告書に基づき、審査結果報告書を作成する(2部作成)。生産率審査結果報告書には税関支局の幹部が署名を行い、1部を企業に送付する。生産率審査結果報告書の雛形は税関総局が指導する。

e) 企業の報告した生産率と審査結果の生産率が異なっていた場合の処分方法

e1) 規定に従い、違反と行政処分文書を作成する。

e2) 委託加工契約/附則が清算されていない場合: 検査結果の生産率が清算時の根拠となる。

e3) 委託加工契約/附則が清算されている場合: 検査結果の清算率に基づき追徴課税が行われる。

第 14 条:原料、素材のコード報告

1.委託加工契約の管理・生産に IT 技術を応用している場合、企業は、原料、素材を輸入する前か同時に、本通達の付録にある 01/TBNVL-GC/2014 サンプルに従い、原料、素材のコードを報告する: 原本を 2 部。この原料・素材コードはシステム上での清算作業を行うために、輸入通関申請上に表示される。

当初一種類の原料が、多種類の製品を製造する、原料自体を成分とする又は、原料と他の原料との組合せで製造される完成品の場合、最初の原料と成分原料の両方が輸入原料リストに登録される。

委託加工契約書を管理する税関支局は、以後の追跡と管理を容易にするために、契約書にしたがって作成された 01/TBNVL-GC/2014 サンプルを保管する

2.委託加工契約/附則の実現過程において、新たなコードが発生した場合、企業は税関当局へ報告を行う。

3.委託加工契約の管理・生産に IT 技術を応用していない場合、企業は、原料と素材のコードを 01 からの連続する自然数によってコードを設定する。

第 15 条:加工原料、素材の輸入手続き

1.委託加工元が海外から原料、素材を提供した場合

a)「製品の輸入に対する通関手続き」を規定した 2013 年 9 月 10 日付の財務省通達 128/2013/TT-BTC 第 2 章の規定に基づき実施される。

b) 委託加工元が原料・素材を購入し、第三者を通じて、委託加工先企業に送る場合、輸入通関書類の中に委託加工元から委託加工先企業に対して第三者を通じて原料、物資を受け取る旨を通知する文書を添付すること

c) 加工製品の製造過程において取付け、組み合わせされる完成品が委託加工元から提供され、完成品海外へ輸出される場合、以下の条件に満たせば、加工原料と同様の通関手続きとなる。

c1) 完成品の名称と使用目的が加工製品への取付、組合せであること、最終的に海外へ輸出することが委託加工契約/附則に明記されている。

c2) 加工のための原料、素材と同様に管理されている。

c3) 輸入通関申告手続きを行う際に、輸入通関申請書に名称、輸出を行う加工製品へ取付、組合せを行う製品の数量を明記する

2.輸出入の形式で委託加工元から原料・素材を供給された場合:通関手続きは、議定 154/2005/ND-CP 第 15 条及び通達 128/2013/TT-BTC 第 45 条の規定に基づき実施される。更に輸出入申請、輸出入手続きは本通達第 20 条第 3 項の規定に基づき実施される。

3. 国際スピード郵便で加工原料、添加物、素材を輸入し、郵送業者が課税対象として輸入申告した場合、荷受主の提案に基づき、委託加工契約書を管理している税関支局は、企業に対する税金の還付手続きが行えるように(もしあれば)、当該製品の輸入申告を正しい形式に修正登録して、郵送業者を管理する税関支局に報告する。納税額の還付手続きと必要書類は、通達 128/2013/TT-BTC の規定に従い実施する。

委託加工先企業は、ベトナムに荷物が届いたことを知っていれば、正しい形式の輸入申告書を事前に加工契約書を管理している税関支局に提出する。その後、委託加工先企業は、書類を郵送業者へ送付し、郵送業者を管理している税関支局にて通関手続きを行う。国際スピード輸送による製品に対する通関手続きは、規定に従い実施される。輸入品が検査対象品目であり、加工依頼受け企業が輸送品の到着場所で検査を

行う要望を文書で提出した場合、郵送業者を管理する税関支局は、企業と委託加工契約の管理を行う税関支局の提案に従い、品物の検査を行う。

第 16 条:加工依頼先が自身で加工原料、素材を調達する場合の通関手続き

1.企業が加工原料、素材をベトナムのマーケットで購入するか自社で製造する場合:

a) 委託加工契約書/附則において、名称、清算率、消耗率、数量、単価、清算方法、清算期限を明記していなければならない。輸出禁止又は輸出停止品リストに該当する原料、素材は提供できない。

b) 輸出許可が必要な製品リストに該当する中の原料、素材を自身で調達する場合: 企業の確認がある許可証のコピー1通。参照用に原本も提示すること。

c) 通関手続き

自社で製造した製品又は、元々国外から輸入されたがベトナム国内で購入した原料、素材の場合は、委託加工先は、通関手続きを行う必要はない。加工製品の輸出を行う際、企業は輸出申告鉄浮きを行う際に、委託加工先企業は、申告書類を作成し輸出税及び、各種税金(もしあれば)の算出し、記載する。

委託加工先が自社で製造した製品又は、ベトナム国内で購入した原料、素材の場合、税関当局は清算を行わないが、加工製品の輸出時に、企業は本通達の付録 I 02/NVLCU-GC/2014 フォームに従い、全ての調達品の申告を行わなければならない。租税政策は、2010年8月13日付の政府議定 87/2010/ND-CP 及び、通達 128/2013/TT-BTC に基づき実施される。

2.企業が委託加工の為の原料、素材を海外から直接調達した場合

a) 委託加工契約書/附則において、名称、生産率、消耗率、数量、単価、清算方法、清算期限を明記していなければならない。

b) 加工のために輸入する原料、素材が輸入許可が必要な製品リストの中にある場合、加工許可を所轄の機関に申請しなければならない。輸出入禁止又は輸出入停止製品リストの中にある原料、素材は、調達できない。

c) 通関手続、税制度、輸入税の還付手続きは、以下の手順で行う。

c1) 委託加工契約/附則において合意された後、自社で原料と素材を調達する場合: 委託加工形式に従い輸入申告登録を行う。輸入申告書類には次のように記載する: No.・・・/NK/GC-CU/・・・

輸入手続を行う際、委託加工先は、売買契約書のコピーを1部提出する。委託加工の形式による税制が適用される。

c2) 委託加工契約を締結する前に、自社で原料と素材を輸出用製品の輸入形式で輸入する場合

c2.1) 数量、規格、種類に関して委託加工契約/附則において合意された内容に適合する原料・素材を調達する。

c2.2) 輸入申告登録を行ってから、自社で調達した原料・素材を使用した製品の輸出申告登録を行うまでの機関が2年を超えてはならない。

輸出する製品の製造期間が2年を超える場合、各輸出製品毎に手続きを行う。企業は、製品の製造期間を証明できる書類を作成し、委託加工契約書の報告を行った税関支局の幹部の承認を受けなければならない。税制に関しては、税関理法、税関理法の修正追加を規定した法律の第1条及び、2013年7月22日付けの政府議定83/2013/ND-Cに基づき実施される。

d) 加工製品の輸出手続きを行う際、委託加工先は、本通達の付録Iにある02/NVLCU-GC/2014フォームに基づき申告する。このフォームは輸出申告書類と共に保管する。

3. 国内企業と輸出加工企業間で調達のための売買を行う場合：通関手続きは、通達128/2013/TT-BTC第49条及び本条第2項a,b,dに基づき実施される。

第17条：委託加工契約を実施するために、輸入する機械、設備の通関手続き

1. 加工契約を実施するために、貸与された機械、設備の輸入を行う場合、商品の輸出入に関する規定に従わなければならない。

2. 外資系企業が加工契約を実施するために貸与された機械、設備を輸入する場合、貿易省（現在の商工省）の2007年4月04日付の通達04/2007/TT-BTMに従わなければならない。

3. 通関手続き

a) 委託加工に直接使用される機械、設備は輸入税を免税される。通関手続きは、委託加工契約を管理している税関支局において、一時輸入・再輸出の形式に従って行う。

b) 委託加工元から貸与された機械、設備が、製品加工に直接使用されない場合；通関手続きは一時輸入・再輸出・納税の形式で実施される。税制は、通達128/2013/TT-BTCに基づき実施される。

第18条：加工製品のサンプルを製造するために、輸出入した製品の通関手続き（無料サンプル）

1. 加工製品のサンプルを製造するために、輸出入した製品の通関手続きは「ビジネス目的ではない製品の輸出入に関する通関手続き」について規定している通達128/2013/TT-BTC第3章の規定に基づき実施する。

2. 加工製品のサンプルは、以下の条件に満たさなければならない

a) 加工製品のサンプルとしてのみ使用する。ビジネス上の価値をなくす（例：商品に穴を開ける、サンプル品の印を押印する；靴の片方のみ；袖が片方みのシャツ）

b) 出荷書類にサンプル品と明示する。

c) サンプル品は、各製品毎に最大 10 単位まで輸出入できる

第 19 条:加工製品を海外に輸出する際の手続き

1.通関書類

a) 通関申告書: 原本 2 部

b) 製品の種類が多数にある、又は統一して包装していない場合: 製品の詳細リストの原本 1 通;

c) 法律の規定により輸出許可が必要な製品の場合、輸出許可書: 原本 1 部(輸出が 1 回のみ)または、コピー(複数回輸出する場合)、この場合は参照のため、原本も提示する。

d) その他法律の規定による資料: 原本 01 部

2. 通関手続きは、商品の通関手続きに関する規定を定めた通達 128/2013/TT-BTC 第 2 章の規定に基づき、委託加工契約の報告を行った税関支局において行う。但し、輸出製品に対する納税申告、税金算出検査は行わない。更に、以下の内容を実施する。

a) 輸出委託加工製品が自社で調達した原料、素材を使用している場合、本通達第 16 条の規定に基づき通関手続きを実施する。

b) 委託加工契約/附則が加工に、輸出加工品が、完成品を輸入して取付け、組合せを行うことが記載されている場合、輸出通関申告に明記する。

c) 第 3 者に加工製品を輸出するが、製品加工契約書には第 3 者の名前、所在地が記載されていない場合、輸出通関申告を行う際に、企業は、委託加工元が第三者への納品を指示したことを示す文書のコピーを税関当局へ提出する。

d) 輸出製品が製品検査が必要な場合、税関機関からの要求に応じて、既に報告した生産率表を提出すること。

d) 税関当局は、企業が生産率を報告した商品コードのみ輸出申告登録手続きを行う。

3. 国境ゲート転送にて加工製品を輸出する場合の通関手続きは国境ゲート転送商品の通関手続きについて規定している政府議定 154/ND-CP 第 16 条、第 18 条及び、通達 128/2013/TT-BTC 第 61 条の規定に基づき実施する。

4. 一度輸出された加工品が、修正のために戻された場合の通関手続きは、通達 128/2013/TT-BTC 第 55 条の規定に基づき実施される。

第 20 条:加工製品の国内輸出入手続き

1. 国内輸出入の条件は議定第 187/2013/ND-CP の第 32 条で規定されている。
2. 国内輸出事業者は通関手続きを完了し、加工品を納品した日から 15 日以内に、国内輸入事業者は通関手続きを作成しなければならない。上記の期限を過ぎても国内輸入事業者が通関手続きを完了していない場合、税関は行政違反処罰文書を作成し、処罰し、通関手続きを続けさせる。
3. 通関手続きは以下のように実施される
 - 3.1 原料となる加工品を国内輸入する場合
 - a) 国内輸出手続は下記の通り
 - a1) 国内輸出事業者の責任
 - a1.1) 財務省が 2012 年 2 月 8 日に発行した「輸出入フォーム」に関する通達第 15/2012/TT-BTC に添付された「輸出フォーム」に必要な情報を全て記入する。「輸出フォーム」の 3 項目に加工品を納品させる事業者を明記する。8 項目に輸出インボイス又は付加価値税領収書(使用する場合)の番号・日付を明記する。9 項目に「受け取る場所」、「輸入手続を受け取る税関」(この情報は輸入事業者が提供する)を明記する。
 - a1.2) 輸出手続を解決する税関に提出しなければならない通関書類は下記の通り
 - a1.2.1) 輸出申告用紙: 2 通
 - a1.2.2) 輸出インボイス又は付加価値税領収書: 1 通(コピー版)
 - a1.2.3) 委託加工元の納品指定文書:
 - a1.2.4) 輸出ライセンス(ライセンスが必要な加工品の場合)
 - a2) 国内輸出手続を行う税関支局の責任
 - a2.1) 輸出申告用紙を受け取り、登録する。検査する必要があると認める時、製品を実際に検査する。自社で調達した原材料がある場合、検査し、税金を計算する。
 - a2.2) 輸出申告用紙と企業が提出した書類を 1 部保管し、輸出事業者に輸出申請用紙と書類を返却する。
 - a2.3) 以後の通関手続きを追跡、引き継ぐために、国内輸入税関支局(輸出事業者が輸出申請用紙に記入した国内輸入通関を行うと思われる税関支局)に国内輸出手続後の輸出申告書をファクスする。
 - a2.4) 本条の第 2 項で規定された期間を超えても、国内輸入事業者が通関手続きを行わない場合、国内輸入税関と協力し、検証を行う。
 - b) 国内輸入手続:
 - b1) 国内輸入事業者の責任

b1.1) 通達 15/2012/TT-BTC に添付の「輸入申告用紙」に情報を全て記入する。また、3項目目に輸入事業者の名前を明記する。

b1.2) 輸出事業者が「輸出申告用紙」に記入するために、納品場所、輸入通関手続きを行うと予測される税関支局などの情報を輸出事業者に伝える。

b1.3) 国内輸入手続を行う税関支局に提出する通関書類は下記の通り

b1.3.1) 輸入申告用紙: 原本 2 部

b1.3.2) 委託加工先殻製品を輸入するという条項が記載された委託加工元との売買契約書

b1.3.3) 各種輸入形式毎に規定されるその他の書類(船荷証券を除く)

b2) 国内輸入手続を実施する税関支局の責任

b2.1) 国内輸出手続を完了した税関支局がファクスで送った輸出通関申告用紙を受領する。本条第2項に規定された期間を超えた場合、国内輸出手続を実施した税関支局と協力し、検査、確認を行う。

b2.2) 規定に従い、通関申告書類を受け取る。

b2.3) 通関書類を登録し、税金を検査する(税金を納める必要がある加工品の場合)。企業が納品したり、受け取った加工品が通関書類に記載された加工品と異なる疑いがある場合、実際に製品を検査する。企業が製品を製造に使用している場合、帳簿・会計資料・加工品に関する書類をチェックする。輸入申告用紙の35項目目(その他)に「輸出通関申告書番号…日…月…年、契約書番号…日…月…年に基づき、国内輸入する」と記載する。輸入申告書に署名、捺印し、通関書類が完成したと承認する。

b2.4) 輸入申告書 1 部と企業が提出した書類を保管し、企業に輸入申告書 1 部と企業が提出した資料を返却する。

b2.5 事後追跡のために国内輸入事業者を直接管理する税関当局に文書で通知する。国内輸入通関手続を実施する税関支局と地域の税関が、インターネットで繋がっている場合、メールで通知する事が出来る。

c) 企業が、輸出する加工製品を生産する原材料として加工品を日・週・月に何度も納品、受領する場合、毎回の納品・受領書類(輸出インボイス、付加価値税領収書、出庫伝票、内部運搬)をまとめて、1枚の国内輸出入用紙に記入し、登録する事が出来る。但し、毎回の納品・受領書類の日付はその日・週・月に限定される。加工品を納品、受領する時点で税制度・為替が変更された場合、別の国内輸出入用紙を作成しなければならない。

一日でまとめて、輸出入用紙に登録する時は、その日の最後の作業時間に行う。週・月に書類をまとめて、輸出入用紙に登録する時は、その週・月の最後の作業日となる。

3.2. 国内販売するために完成品を国内輸入する場合

a) 通関手続を行う場所: 国内輸出する加工品を管理する税関支局

b) 通関書類、通関手続き: 通達 128/2013/TT-BTC 第 45 条に基づき実施する。通関申告書・通関手続きは本条の第 3.1 項に基づき実施する。税政策・輸入製品管理方針は現行の規定に基づき、実施する。

c) 国内販売するために国内輸入される完成品は、2006 年 8 月 30 日付の製品ラベルに関する政府議定 89/2006/ND-CP に従い規定される。

3.3. 海外企業向けの加工依頼を受けた企業が加工製品の国内輸出入を行う企業でもある場合、国内輸出手続と国内輸入手続を両方実施すること。

3.4. 委託加工費の清算に使用される加工品の場合

通関手続きは国内販売するために加工完成品を国内輸入する通関手続きと同様である。売買契約書は委託加工元と委託加工先で合意した委託加工費に代わりに、加工品で支払うことについての合意書に換えられるか。

企業は、2006 年 8 月 30 日付の製品ラベルに関する政府議定第 89/2006/ND-CP の規定及び、海外からの製品の輸入に対するのと同様に、輸入品の管理規定、税務政策を全て実施する。この加工品は加工契約書の清算に用いることが出来る。

3.5. 清算時に国内輸出入申告書が価値を持つ場合

国内輸出入申告書に全ての情報が記載され、輸出事業者、輸入事業者、輸出手続を行った税関支局、輸入手続を行った税関支局の署名、捺印があるとき。

第 21 条: 加工を外部委託した場合の通関手続き

政府議定 187/2013/ND-CP 第 2 条 b の規定に基づき、ベトナム企業が外資企業と委託加工契約を締結したが、自社で直接製品を加工せず、他の企業に再委託する場合、企業は外資企業と締結した加工契約は、税関当局に対して輸入手続き、委託加工契約の清算を行うものであり、本委託加工契約の実施に関して法律上の責任を負う。外資系企業と契約を締結した企業は、税関当局が必要な場合、検査を行う為に、企業と再委託加工先企業の名称、住所、生産拠点所在地、文書で報告する。

ベトナム企業間で製品を引き渡す場合は、通関手続きを行わなくても良い。

第 22 条: 転送された加工製品の受け取り手続き:

1. 企業の責任

a) 委託加工元の指示文書に基づいて、加工製品転送する企業(引渡し側)は、委託加工契約を管理する税関支局に、製品名、数量、委託加工契約書番号、委託加工引渡し契約書番号、受取り側企業の情報を明記した加工製品の引渡し手続きの承認申請文書を送付する。委託加工契約を管理する税関支局の承認を得た後、加工品の送り手企業と受取り企業は、本条第 2 項の規定に基づき、通関手続きを実施する。

b) 引き渡し側企業及び、引取り側企業の法的代表者は、引き渡される加工品が、委託加工契約の部材であり、議定 187/2013/ND-CP 第 33 条の規定に適合した正しい加工目的に使用されることに法的責任を負う。

c) 同じ企業が製品の加工移転契約(渡す加工契約)を受けると同時に、加工移転した製品を加工する原料として使用する加工契約(引き取る加工契約)を受けの場合、企業は渡す側と引き取る側の両方の任務を行うこと。

2.通関手続き:本通達第 20 条 3 項の規定に基づき通関手続きを実施する。

第 23 条:加工契約の実施過程において、委託加工元から貸与された、原料、素材、機会、設備を委託加工元の指示に基づき、他の委託加工契約先へ転送する手続き

1. 転送可能なケース

a) 前過程の加工契約に使用された機械、備品を次の加工過程の契約の者へ転送する

b) 委託加工契約の実施のために輸入された原料、素材が、本加工契約の実施には適合せず(製品の仕様変更による)、委託加工元が、他の委託加工契約を実施する企業へ転送することを求めた場合。

c) 委託加工契約/附則の原料・素材であるが、委託加工元が他の委託加工契約と間違えて引き渡されていた場合

d) その他、企業が正当な理由を文書で提出した場合、委託加工契約を管理する税関の支局長は、本通達 27 条の 2 項 c2 に基づき、各ケースの審査と承認を行う。

2.通関手続き

加工製品の輸出入に関する手続き同様、生産原料としての輸出入には、企業が要求される輸出インボイス又は、付加価値税領収書の提出を除き、本通達第 20 条 3 項の規定が適用される。

第 24 条:委託加工契約の実施期間中に、一時輸入した原料、素材、機械、設備を海外へ輸出へ返却する際の手続き

1.通関書類

a) 輸出申告書:原本 2 部

b) 企業による説明文書(再輸出理由を明記:輸入申告書と当該委託加工契約書の番号、日付):原本 1 部と該当する輸入申告書のコピー

c) 委託加工元への製品返却提案書:原本 1 部

2. 通関手続き:本通達 27 条第 2 項 b の規定による余剰の加工原料、素材の返却手続きに関する規定に準じて実施する。

第 25 条:委託加工契約の清算

1.清算書類の提出期限と延期

a) 清算書類の提出期限

a1) 加工契約書が終了、又は期限が切れる日から15日以内に、企業は余剰の原料、素材、賃貸された機械・設備、スクラップ、廃棄物、不良品の解決方法に関する提案書を委託加工契約を管理する税関支局に提出する(提案書のフォームは、本通達付録②に基づく)。税関支局は企業の提案書に基づき審査と承認を行う。

a2) 委託加工契約を管理する税関支局が企業の余剰の原料、素材、賃貸された機械・設備、スクラップ、廃棄物、不良品の解決方法に関する提案書を承認した日から遅くとも30日以内に、企業は余剰の原料、素材、賃貸された機械・設備、スクラップ、廃棄物、不良品(あれば)を解決する為の通関手続きを完了させ、委託加工契約書の清算書類を税関支局に提出しなければならない。

a3) 複数の付則に分けて実施される委託加工契約の場合、各付則毎の清算書類提出期限は、委託加工契約の清算書類提出期限と同じである。

b) 清算書類提出期間の延長

b1) 清算書類提出期間が延長可能なケース:

b1.1) 企業が同時に複数の委託加工契約を実施しており、それぞれの契約期限が同時に切れる場合

b1.2) 委託加工元と委託加工先が委託加工契約書に関して係争している場合

b1.3) その他の不可抗力の事象により企業が清算書類の期限を守れない場合。

b2) 管轄と延長期間

企業の提出した延期申請書に基づき、委託加工契約を管理する税関支局の局長は、本条 1 項 a で規定された清算書類提出期限の延長を検討する。期限の延長は 1 回のみ可能で 30 日間を超えないものとする。

2.清算書類

a) 本通達の付録 II にある DNTK-GC/2014S の清算申請書:2 部(原本)

b) 本通達の付録 II にある 01/HSTK-GC/2014 の輸入された原料・素材リスト:1 部(原本)

c) 本通達の付録にある 02/HSTK-GC/2014 の輸出加工製品リスト:1 部(原本)

d) 本通達の付録Ⅱにある 03/HSTK-GC/2014 の加工契約書を実施している間に海外へ返却した又は、別の委託加工契約先に転送した原料、素材のリスト」:1 部(原本)

d) 本通達の附則Ⅱにある 04/HSTK-GC /2014 の委託加工先が自社で調達した原料、素材のリスト(あれば)」:1 部(原本)

原料・素材を国内調達したという申告に疑いがあるとき、税関当局は、企業に対して購買の領収書、委託加工元からの原料調達料金支払い伝票を提出するように求めることが出来る。

e) 本通達の付録Ⅱにある 05/HSTK-GC/2014 の輸出された完成品の製造に使用された原料・素材のリスト:1 部(原本)

g) 本通達の付録Ⅱにある 06/HSTK-GC/2014 の委託加工契約の清算書類:2 部(原本)(清算書類を受領後、企業に1 部を返却する)

h) 本通達の付録Ⅱにある 07/HSTK-GC/2014 の暫定輸入し、再輸出した機械・設備のリスト:2 部(原本)(清算書類を受領後、企業に1 部を返却する)

i) 本通達の付録Ⅱにある 08/SPHC-GC/2014 の輸入し、輸出された加工製品に取付け、組合せる為に輸入された製品のリスト(あれば)」:2通(原本)(清算書類を受領後、企業に1 部を返却する)

k) 通関手続きが終わり、通達 128/2013/TT-BTC、本通達の付録Ⅱにある 09/HSTK-GC/2014 に基づき、輸出した製品であると確定する根拠となる加工製品輸出申告書(国内輸出入申告書と転送された加工製品の受領申告書を含む):1 通(原本)

企業の法的代表者が上記の書類に署名、捺印(個人経営者の場合:署名、氏名を記載;身分証明書の番号・発行日・発行元を記入)し、清算書類の正確性について、法律上の責任を負う。

3.企業の責任

a) 清算書類を全て、期限内に提出すること。

b) 全ての清算データに書類に関して、法律上の責任を負う。

c) 法律上の規定に基づき、余剰の原料、素材、機械、設備及び、スクラップ、廃棄物、不良品を処理する。

d) 清算書類のデータを確認する必要がある場合、税関当局と協力すること。

4.税関当局の責任

4.1.清算書類を受理する

a) 企業が提出した委託加工契約清算書類を受理する。

b) 清算書類の内容、適性、合法性、期間を検証する。

b1) 全ての清算書類が適正且つ合法性を満たし、期限内に提出された場合。

b1.1) 未完了の委託加工契約書の状況を確認する。企業にまだ清算されていない委託加工契約書があると確認された場合、企業に対し、未清算の委託加工契約書の清算を行い、納税義務(ある場合)を果たすように指導する。

b1.2) 事業者が提出した2部の清算申請書(本通達の付録IIにあるDNTK-GC/2014)を確認し、1部を保管し、1通を企業へ返却する。

b2) 全ての清算書類が適正且つ合法性を満たしているが、期限を過ぎて提出された場合。

b2.1) 清算書類提出期限に関する違反文書を作成し、規定に応じ処理する。

b2.2) 本条の第4項目 b1.1, b1.2 に規定された内容に基づき実施する。

b3) 全ての清算書類が適正且つ合法性を満たしていない場合、業務要求書を発行し書類の受理を拒否する。業務要求書には、拒否の理由又は、不足している書類の追加要求を明記する

b4) 税関当局、企業が全ての適正且つ合法性を満たした清算書類を提出した時点から、清算書類の提出期限遅延及び、余剰の原料、素材、貸与された機械・設備の処理の遅延に対する処罰期間を計算する。

4.2. 受領手続き完了後、清算書類を審査する

税関当局は、企業が提出した委託加工契約清算書類を受理した日から30営業日以内に、企業の法令順守の過程を評価基準として、適切な審査方法を適用するために、清算書類を分類する。以下のケースに該当する場合、清算書類の詳細を審査、照合しなければならない。

a) 企業の提出した清算書類が、関税法及び、税法の規定を順守していない

b) 企業の提出した清算書類が関税法及び、税法の規定を順守しているが、原料、素材の輸入、生産率、製品の輸出及び、その他の問題に関して疑問の余地がある場合

c) 企業の法令順守過程を評価するために、企業の委託加工契約数の5%に対して、関税法、税法の順守度合いを確認する。5%は昨年以前に企業が法令を順守して締結し清算した全ての委託加工契約から導き出される。総計が1に満たない場合は、1つの契約書とする。

4.3. 清算書類の詳細確認と比較において疑問点が浮上し、違反の発見の為に深い調査が必要な場合、規定に基づき、書類を捜査機関へ送付し、より詳しい調査を行う。

4.4. 在庫の確認

a) 在庫の確認を行うケース

a1) 企業が国内で加工を行うため海外から輸入した原料、素材を消費した情報がある場合

a2) 生産率に違反が確認された場合

a3) 原料、素材の数量に疑問がある場合、他の委託加工契約に転送された加工製品の数量が正しくない場合

a4) 企業の清算書類のデータと税関当局の保有するデータ間に明らかな差異がある場合

b) 確認作業の実施

b1) 在庫の確認を行う決定の前に、委託加工契約を管理する税関支局は、企業に対して実際の在庫の数量に対する疑問に対して具体的な説明を行うことと証明する関連書類を提出することを求める文書を送付する。

b2) 実際の在庫数量の確定に関連する疑問について、企業が説明及び、証明ができない場合、確認のために検査を行う。検査内容は以下の通り実施される。

b2.1) 会計帳簿、書類、伝票を確認し、輸出入、入庫、出庫、原料、素材の使用率の状況を追跡する。

b2.2) 実際の在庫量を確認する

b2.3) 実際に残ってる在庫量と会計帳簿上の在庫量を比較し、輸出入と清算書類上の企業の原料、素材の状況を追跡する。

c) 検査結果処理: 行政違反の処分に関する 2013 年 10 月 15 日付の政府議定 127/2013/ND-CP の規定に基づき、違反の性質と程度により、処分方法を決定し、税関分野における強制執行を行う。

第 26 条: 委託加工契約の清算書類の提出期限を過ぎた場合及び、余剰原料、素材、貸与された機械、設備の通関手続きが期限を過ぎた場合

1. 委託加工清算書類の提出期限を過ぎた場合の処理

a) 清算書類の提出期限(延長期間を含む)が終了してから 90 日以内に、委託加工契約を管理する税関支局は、以下の手続きを行う

a1) 税関は、規定に従い違反文書を作成するために、企業を税関当局へ招聘する文書を作成する: 2 回

a2) 企業が委託加工契約の生産を実施するように促す必要措置を講じる。

a3) 企業が、登録された所在地から行方不明となった場合、関連機関と協力し調査、追跡を行う。

b) 催促、調査、検証、追跡を行った後、処分方法を決定する。

b1) 企業が意図的に委託加工契約の清算を行っていないが、事業活動は継続している場合: 規定に従い、詳細な調査を行うために調査機関へ書類を転送する。

b2) 企業が失踪した場合: 刑法の規定に基づき、密輸、脱税の容疑で捜査を行うために全ての通関書類を捜査機関へ転送する。

2. 余剰な原料、素材及び、賃貸された機械、設備の通関手続きが期限を越えた場合

委託加工契約書を管理している税関支局は、以下を実施する。

- a) 規定に従って、違反処理書を作成する
- b) 規定に従い操作を行うために、捜査機関の支局へ書類を転送する。

第 27 条余剰の原料、素材、スクラップ(原料の使用率、素材の消費率、消耗率から外れたもの)、廃棄物、貸与された機械、設備の処分手続き

1. 処分方法

ベトナムの法律規定及び、委託加工契約書の合意内容によって;加工用の余剰原料、素材、スクラップ、廃棄物、賃貸された機械、設備は次のように処分される。

- a) ベトナム国内の市場で売却する(国内での輸出入方式で実施する)
- b) 海外に輸出し返却する
- c) ベトナムにおける他の加工契約の場所へ送る
- d) ベトナムにて寄付する
- e) ベトナムで廃棄する

2.通関手続き

- a) ベトナム市場で国内においおける輸出入の形式によって余剰の原料、素材;スクラップ、廃棄物、賃貸された機械、設備を販売するのは本通達の第 20 条の規定に基づき実施する。
- b) 委託加工元の要求に従い、返却のために海外へ輸出する場合の通関手続きは、通常の貿易輸出と同様の手続きを実施する。通関手続きを行う際、税関職は、一時輸入申告時に申告された機械、設備のリスト、機種、コードと実際に輸出される機械、設備の出荷リストを確認する。
- c) 加工依頼元の要求に従って、余剰の原料、素材、貸与された機械、備品をベトナムにおける別の委託加工契約先に送る場合の手続きは、本通達第 20 条に規定されている加工原料とするために加工製品をベトナム国内で輸出入する場合の手続きと同様に実施されるが、企業は、輸出インボイス、付加価値税領収書の提出を求められない。その他に、下記の業務を行う。
 - c1) 余剰の原料、素材、貸与された機械、設備は、企業が本通達第 25 条 1 項 a1 の規定に基づき提出下提案書を、委託加工契約を管理する税関支局の幹部が承認して始めて、別の委託加工契約先に送ることができる。
 - c2) 原料、素材を他の委託加工先へ送ることが出来ないケース
 - c2.1) 企業が原料、素材を輸入したが、委託加工の実施に使用せず、その全てを別の企業へ転送する場合。

c2.2) 前の委託加工契約により受け取った原料・素材を加工に使用せず、別の委託加工契約へ転用することを提案した場合：前の委託加工契約により受け取った原料・素材を委託加工に使用したが、この委託加工契約では全てを使い切らなかった場合、同じもしくは別の委託加工元の委託加工契約に転用することができる。

d) 余剰の原料・素材、貸与された機械、設備、スクラップ、廃棄物を寄贈する通関手続き

通関書類は以下の通り

d1) 通関申告書(非商用申告書)：申告書に「加工契約番号、日付、委託加工先企業名」を明記する：原本 2 部

d2) 委託加工元による寄贈文書：原本 1 部

d3) 寄贈する製品が商工省又は他の管理機関の輸入許可製品リストにある場合、管轄の政府機関の許可書：原本 1 部

通関手続きと税制は寄贈品に対する制度を適用する。通関手続き完了後、税関当局は申告書のコピーを 2 部作成し、1 部を委託加工契約書と共に保存し、1 部を委託加工先企業に渡す。(寄贈された者が委託加工先ではない場合)

d) ベトナムでスクラップ、廃棄物、不良品を廃棄処分する場合の監視

d1) スクラップ、廃棄物、不良品の処分は、加工契約書の工程中、又は委託加工契約書/附則が終了した時点で実施される。

d2) 処分作業の監視

d2.1) 企業は、委託加工契約を管理する税関支局に対して、処分を行う時間、場所を書面にて通知する。書面上では処分方法についても具体的に記載し、委託加工元の同意書も添付する。企業が自社で処分を行う場合は、環境管理を管轄する期間の承認書も必要となる。

企業が、スクラップ、廃棄物、不良品の処分を専門企業に依頼する場合、廃棄物処理契約書(原本 1 部)と専門業者に対する管理機関からの許可書(コピー 1 部)を提出する

d2.2) 企業は、自主的に処分作業を進め、処理作業の全過程における環境への影響について法律上の責任を負う。

d2.3) 委託加工契約書を管理する税関支局は、処分過程を監視するために職員を 2 名派遣する。

d2.4) 処分が終了したら、両者は規定に従い、処分確認書を作成する。この確認書には、企業の法的代表者の署名、処理作業を行った企業の印鑑、処理作業を監督した税関職員と企業の処分担当者の署名を入れる。

d3) スクラップ、廃棄物、不良品の処分を廃棄物の発生した企業で行わず、別の場所へ移送してから処分を実施する場合、以下の手順で実施する。

d3.1) スクラップ、廃棄物、不良品の処分場への移送は、環境保護法の規定に従い実施する。

d3.2) 委託加工契約を管理する税関支局は、スクラップ、廃棄物、不良品を処分場へ移送する輸送容器に封印を行う。廃棄物処分場が同じ省/市に所在している場合、委託加工契約を管理する税関支局が廃棄処理の監視に責任を負う。

廃棄物処分場が別の省/市に所在している場合、委託加工契約を管理する税関支局は、廃棄物処分場が所在する省/市の税関支局に対して、本条第 2 項 d,d2 の規定に従い処分作業を監視することを要請する提案書を作成する。処分作業終了後、処分作業を監視した税関支局は、委託加工契約を管理する税関支局に対して、廃棄処分確認書を 1 部送付する。(関係者全員の署名が必要)

国境ゲート転送による製品に対する監視手続き、監視業務の引継ぎは、しては、国境ゲート転送による製品の輸出入に対する通関手続き業務規定において案内される。

3.加工の形式に従い企業が自分で輸入した原料、素材の余剰に対して

a) 委託加工元が原料、素材の費用を支払済みの場合:本条 1 項と 2 項の規定に従い実施する。

b) 委託加工元が原料、素材の支払いを行っていない場合:本通達第 16 条 2 項で規定される条件を満たしていれば、次の委託加工契約に転用できる。

4.同じ委託加工元、同じ委託加工先による委託加工契約に対しては、同じ種類、同じ規格、品質、同じ単価の原料が補償される。

第 28 条:委託加工元の理由により、委託加工製品が輸出されずに余った原料、素材、貸与された機械、設備の処理

委託加工先は、通達 128/2013/TT-BTC 第 43 条 2 項の規定と同様、委託加工元の理由によりキャンセルされた委託加工品、原料、素材、貸与された機械、設備に対して国内で使用するために納税を行うか、本通達 27 条 2 項 d の規定に基づきはき処分を行う責任を負う。税金の算出は、使用目的の変更が確定された時点で、通達 128/2013/TT-BTC の規定に基づき実施される。

3 章 海外で加工された製品の通関手続き

第 29 条:委託加工契約の報告手続き

1.企業の責任:

最初の委託加工製品輸出手続きを行う前に、企業は、以下の書類で契約書の報告を行う。

- a) 委託加工契約書と附則(もしあれば): 原本 2 部
- b) 事業ライセンス又は、投資ライセンス又は、投資証明書(初回の手続きの場合): コピー版 1 部
- c) 税コード登録書(初回の手続きの場合): コピー版 1 部
- d) 加工契約書を実施するために輸出する製品及び、輸出入許可が必要な製品リストにある加工品を輸入する場合、所轄機関からの許可書: コピー版 1 部と原本を提示。

2. 税関当局の任務: 生産拠点の検査業務を除き、本通達第 10 条 2 項の規定に基づき実施する。

第 30 条: 海外で加工品を生産するための原料輸出手続き

- 1. 通関書類は委託加工製品の輸出書類と同様である。その他、輸出する原料が、商工省あるいは専門機関の輸出許可書が必要な製品リストにあれば、それらの機関の許可書が必要である。
- 2. 税金の申告と税額の検査手続きを除き、通関手続きは、通達 128/2013/TT-BTC2 章の輸出貿易に関する規定に従い実施される。

第 31 条: 生産率の報告、修正、検査手続き

海外からの委託加工を行う際の生産率の報告、修正、検査手続きに関する本通達第 11 条、第 12 条、第 13 条に規定と同様に実施される。

第 32 条: 海外での委託加工品の輸入手続き

- 1. 通関書類は、輸入貿易の形式と同様である。通関申告書は加工輸入の形式である
- 2. 通関手続きは貿易目的で製品を輸入する時と同じ手続きである。
 - a) 税額の算出と検査
 - a1) 課税評価額、関税、原産地の確定業務は、通達 128/2013/TT-BTC の規定に基づき実施する。
 - a2) 税関当局へ報告した生産率と実際に輸入した製品に基づき、ベトナムから輸出された原料、素材の輸入加工品への使用量を確定する。

第 33 条:海外でリサイクルしてからベトナムへ再輸入する加工品の暫定輸出手続き

1.海外でリサイクルしてからベトナムへ再輸出する加工品の暫定輸出が可能な条件

- a) リサイクルのために暫定輸出できる加工品の期限は、輸入通関登録を行った日から 365 日以内である。
- b) 製品がベトナム国内で未だに製造、加工、修理、使用されていない

2.通関手続きを行う場所: 委託加工契約を管理する税関支局

3.リサイクルのための暫定輸出手続

a) 通関書類は以下の通り:

- a1) 輸入品目、リサイクルの為の暫定輸出理由、リサイクル内容を明記した暫定輸出提案書: 原本 1 部
- a2) 輸出通関申告書: 貿易輸出品に対する深刻と同様製品の詳細を記載
- a3) リサイクル製品の加工製品輸入通関申告書: コピー版 1 部
- a4) 海外のパートナーによるリサイクルのために製品を受領する確認書: 原本 1 部

b) 通関手続きは、貿易輸出製品に対する通関手続きと同様で、製品検査も行わなければならない。

c) 企業によるリサイクルの期限は税関当局へ登録するが、暫定輸出日から 275 日を越えてはならない。

4.リサイクル後の加工品の再輸入手続

a) 通関書類は以下の通り:

- a1) 輸入通関申告書: 原本 2 部
- a2) 輸出通関申告書(リサイクル用): コピー版 1 部
- a3) 通関手続きは、貿易輸入の通関手続きと同様とする(輸入許可、税申告、税金算出検査を除く)

リサイクル加工品を海外の市場で売却する場合、本通達第 36 条 2 項の規定に基づき実施する。

第 34 条:加工を海外へ移転する手続き

加工を海外へ移転する場合、ベトナム企業は税関当局に対して加工移転手続きを行わない。

第 35 条:委託加工契約の清算手続き

1.清算書類は以下の通り:

- a) 輸出入申告リスト: 原本 1 部
- b) 輸出した原料、素材のまとめ: 原本 1 部
- c) 輸入した加工製品のまとめ: 原本 1 部
- d) 海外で販売、寄贈、廃棄した加工製品のまとめ: 原本 1 部
- d) 輸入された加工製品を製造するために使用された原料、素材のまとめ: 原本 1 部
- e) 輸入された加工製品を製造するために、海外で購入した原料のまとめ(あれば): 原本 1 部:
- g) 委託加工契約清算書: 原本 2 部(清算後、1 部を企業へ返却する)

上記の資料の内容は、本通達 25 条第 2 項で規定した海外の企業向けの委託加工契約の清算書類と同様である。

2.清算手続き

清算書類の提出期限: 清算書類の比較検査方法: 清算書類の審査・確認期間: 清算書類の期限切れに対する処分は、海外企業のため委託加工契約に対するものと同様に実施される。

第 36 条:余剰の原料、素材、スクラップ、廃棄物、不良品、加工に使用するために暫定輸出された機械、設備の通関処理手続き

1.処理方法:

委託加工契約の合意内容及び、ベトナムの法律の規定により、加工の為に余剰の原料、素材、スクラップ、廃棄物、不良品、貸与された機械、設備は以下のように処理する。

- a) 海外の市場で販売、寄贈、廃棄する。
- b) ベトナムへ輸入する
- c) 海外の別の委託加工先へ転送する。

2.通関手続き

a) 海外市場での販売、寄贈、廃棄される余剰の原料、素材、スクラップ、廃棄物、貸与された機械、設備の通関手続きは、加工を行う国の規定に従い実施される。ベトナムの税関で通関登録をしていなくても、加工

のためにベトナムから海外へ出された原料、素材、機械、設備に対して、申告、輸出税の納付(あれば)を行う。

b) ベトナムへ輸入する通関手続き

b1) ベトナムから輸出された余剰の原料、素材、機械、設備の場合:ベトナムから輸出された原料、素材から発生したスクラップ、廃棄物の場合:再輸入手続を行う。

b2) 海外で購入された余剰原料、素材、機械、設備の場合:海外で購入した原料・素材から発生したスクラップ、は器物の場合:商業輸入と同様に実施する

b3) 通関手続き際、税関職員は実際の出荷品の検査を行う:暫定輸出の申告書に記載された機械、設備の 카테고리、コードと再輸入される機械、設備の内容を比較する。

c) 別の委託加工契約のために余剰の原料、素材、機械、設備を転送する手続き

c1) 企業は、委託加工契約を管理する税関支局に報告を行う。報告の内容は次の通り:原料、素材の名称、規格、仕様:貸与された機械、設備が含まれる委託加工契約/附則の番号日付と移転される委託加工契約/附則の番号、日付、外国パートナーの署名(海外の委託加工先の名称を明記)

c2) 企業は、委託加工契約の清算時に、企業の委託加工契約を管理する税関支局の幹部が企業の提案に対して承認を行った後に、余剰の原料、素材、貸与された機械、設備を別の委託加工先へ転送する手続きを行える。

第4章 実施機関

第37条:施行

1.本通達は、2014年3月10日より、2011年8月15日付の財務省通達117/2011/TT-BTC及び、本通達の以前に出された財務省の案内文書に代わり有効となる。

2.企業が、海外企業の為の委託加工製品に対する電子通関手続きを実施する場合、電子通関手続きは、財務省の2012年11月15日付の通達196/2012/TT-BTCの規定に基づき実施される。ポリシー、管理制度、申請文書は、本通達に順じて実施される。

3.2011年8月15日付の通達117/2011/TT-BTCが有効な時点で受理された委託加工契約/附則の報告で、本通達の有効となった時点以降に清算を行う場合、企業は、委託加工契約/附則の清算に関して、通達117/2011/TT-BTC又は本通達のどちらの規定に準じるかを選択することが出来る。

第 38 条:実施責任

- 1.本通達の規定に基づき税関総局長は、正しい法律の規定により委託加工品の輸出入の厳密な管理を確保するための有利な条件を策定し、各税関当局が統一的に実施するための通関手続きのガイダンスを公布する。
2. 税関総局長、財務省直属の各関連機関の長、及び関連する組織、個人は本通達の施行に責任を負う。